大飯原発訴訟の判決文を読んで

河井弘志

福井県の大飯原発の再稼働を禁止することを求める訴訟にたいして、再稼働は妥当でないとの判決が出た。判決文の前半は、「事実」の説明と原告と被告の主張の争点の説明である。専門技術的な事柄にたちいっての解説なので、専門知識を持たない人には理解に苦しむところが多いが、「第4当裁判所の判断」は、この問題にたいする裁判所の判断を理論的、具体的に説明したものであり、説得力ある論述になっている。

「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ」という前提にたって、「人格権」を「超える価値を他に見出すことはできない」という。したがって「人格権」を侵害するおそれがあるときは、「侵害行為の差し止めを請求できる」とする。この前提にもとづいて判決は、福島原発事故のために15万人が避難生活し、その過程で60名が生命を失った、という事実を指摘し、裁判所は技術的論議に終始するのでなく、福島原発事故のような「具体的危険性が万が一でもある」のかどうかを判断すればいいのであり、それをしない裁判所は「もっとも重要な責務を放棄するに等しい」と断言した。

さらに、世界の地震の1割をしめる地震大国日本が原発を作るというのは「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」であること、使用済み核燃料の危険性がきわめて高いこと、「国民の安全が何よりも優先されるべき」こと、「新規制基準」には「防災のための設備の強化」や「使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置」を要求していないなど、数々の問題点を指摘して、「大飯発電所3号機および4号機の原子炉を運転してはならない」との判決を下したのである。

原発が「幾世代にもわたる後の人々に対する我々世代の責任」いう、道義的にはこれ以上ない重い問題について判断を示すことの資格は、この裁判所にはないといって、判断を保留している点はまことに遺憾であるが、「人格権」にもとづいた論旨はきわめて明快で、日本の原発問題の前途に、輝かしい光を投ずる判決であるといわざるをえない。そこで、ここでは、「判決主文」と「第4 当裁判所の判断」を紹介して、参考に供することにする。